

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月28日変更）について

■ 期間の延長について

	区 域	期 間
緊急事態宣言区域	北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県	6月20日まで延長
まん延防止等重点措置区域	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県	

■その他変更点について

項目	内容
サーベイランス・情報収集	<p>○感染が拡大している地域において行う、高齢者施設の従事者等に対する検査について、通所系の介護事業所を追加</p> <p>○健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を進め、軽症状者に対する積極的検査を速やかに実施。陽性者発見時は、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施</p> <p>○職場においても、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進</p> <p>○このため、学校及び職場等における検査の実施体制や促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連事項について、早急に具体化を図る</p>

□緊急事態宣言区域における取扱い

項目	内容
まん延防止	<p>○特定都道府県は、他地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるように促すとともに、どうしても避けられない場合は感染防止対策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。</p>
施設の使用制限等	<p>○特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、新規陽性者数が増加または高止まりしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方、感染状況の改善が見られる場合には、都道府県が独自に行う協力要請を段階的に緩和し、効果的な取組を講じていくものとする。</p> <p>また、施設の使用制限の要請等を検討するに当たっては、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとし、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等への丁寧な説明に努めるものとする。</p>